

伊勢市公報

第482号

令和7年12月5日

金曜日

目次

頁

規則

- | | |
|---|---|
| ○ 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 | 2 |
| ○ 伊勢市立保育所条例施行規則及び伊勢市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則 | 4 |
| ○ 伊勢市会計規則の一部を改正する規則 | 7 |

告示

- | | |
|------------------------------------|----|
| ○ 放置自転車等の撤去及び保管について | 9 |
| ○ 指定特定相談支援の事業及び指定障害児相談支援の事業の廃止について | 11 |

公告

- | | |
|--------|----|
| ○ 公示送達 | 13 |
|--------|----|

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和 7 年 11 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市規則第 51 号

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和 2 年伊勢市規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 3 (3) の表中「1,050」を「1,116」に改める。

別表第 2 の 3 (4) の表中「1,050」を「1,087」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 11 月 21 日から施行する。

伊勢市立保育所条例施行規則及び伊勢市立認定こども園条例施行規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 11 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市規則第 52 号

伊勢市立保育所条例施行規則及び伊勢市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則
(伊勢市立保育所条例施行規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市立保育所条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「幼児」の次に「(以下「入所児童」という。)」を加え、同条第 4 項を同条第 6 項とし、同条第 3 項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「入所している乳児又は幼児」を「入所児童」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 所長は、入所児童が職員その他の従業者から児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他入所児童の心身に有害な影響を与える行為を受けることなく、安心して登所できる環境の整備に努めなければならない。

3 所長は、保育の提供中に職員その他の従業者又は入所児童の保護者等による虐待を受けたと思われる入所児童を発見した場合は、速やかに法令の定めるところにより、市長又は都道府県知事若しくは児童相談所に通告しなければならない。

第 6 条第 1 項中「入所している乳児又は幼児」を「入所児童」に改める。

(伊勢市立認定こども園条例施行規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市立認定こども園条例施行規則（平成 22 年伊勢市規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 4 項を同条第 6 項とし、同条第 3 項を同条第 5 項とし、同条第 2 項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 園長は、在園児童が職員その他の従業者から就学前の子どもに関する

る教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 27 条の 2 第 1 項各号に掲げる行為その他在園児童の心身に有害な影響を与える行為を受けることなく、安心して登園できる環境の整備に努めなければならない。

3 園長は、教育又は保育の提供中に職員その他の従業者又は在園児童の保護者等による虐待を受けたと思われる在園児童を発見した場合は、法令の定めるところにより、市長又は都道府県知事若しくは児童相談所に通告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 11 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市規則第 53 号

伊勢市会計規則の一部を改正する規則

伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 69 条の見出し中「廻送手続」を「回送手続」に改める。

第 80 条第 1 項中「回送手続き」を「回送手続」に、「へ送付し」を「に送付し」に改め、同条第 2 項中「送付」を「収入済通知書の送付」に、「作成するとともに会計管理者の振り出した小切手により収納金を受領させ」を「作成し、指定金融機関に送付し」に改め、同条第 3 項中「前項の規定により」を「前 2 項の規定により送付された」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 172 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 11 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健一

1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 7 年 10 月 23 日 午前 9 時 00 分	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	6 台
"	令和 7 年 10 月 23 日 午前 10 時 30 分	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	7 台
"	令和 7 年 10 月 27 日 午前 9 時 00 分	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	7 台
"	令和 7 年 10 月 27 日 午前 10 時 30 分	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	5 台
計			25 台

2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内
又は伊勢市御園町高向地内）

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 173 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の25第4項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第24条の32第2項の規定により、指定特定相談支援の事業及び指定障害児相談支援の事業の廃止の届出があったので、障害者総合支援法第51条の30第2項第2号及び児童福祉法第24条の37第2号の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 11 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健一

記

1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社ワーカスジャパン

所在地 伊勢市本町 2 番 4 号

2 事業所の名称及び所在地

名称 よよこ～プラン

所在地 伊勢市本町 2 番 4 号

3 廃止の年月日

令和 7 年 11 月 30 日

4 指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類

特定相談支援

障害児相談支援

5 事業の主たる対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児

6 事業所番号

特定相談支援事業所 2430800967

障害児相談支援事業所 2430800232

公 示 送 達

下記の者の市県民税に係る市税過誤納金充当通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管しておりますので、来庁の上、受領してください。

令和 7 年 11 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略